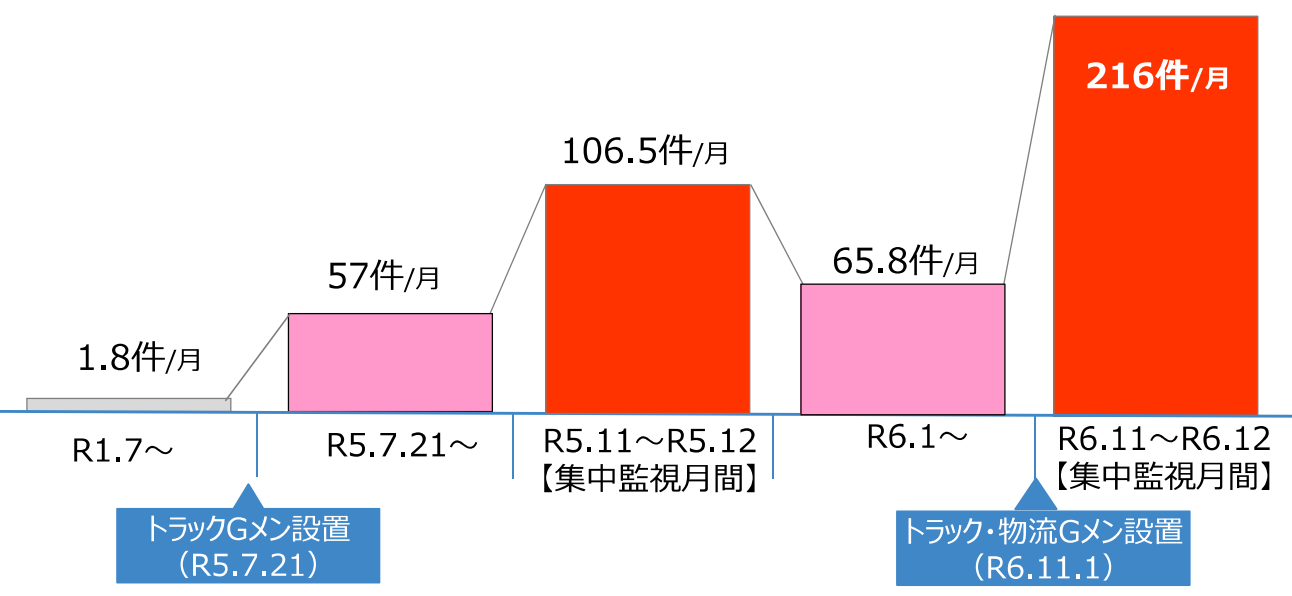


- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、全国162名体制の「トラックGメン」を設置（令和5年7月）。
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充。
- 令和6年11月・12月を「集中監視月間」と位置づけて取組を強化し、「勧告」（2件）を実施（令和7年1月30日）したほか、「働きかけ」（423件）、「要請」（7件）による是正指導を徹底。

トラック・物流Gメンによる集中監視月間の活動実績

＜月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数＞



働きかけ等の実施件数（R6.11～R6.12）

- 勧告 : 2件（荷主1、その他1）
- 要請 : 7件（荷主4、元請2、その他1）
- 働きかけ : 423件（荷主304、元請104、その他15）

⇒ 2ヶ月間で**計432件**の法的措置を実施

Gメン調査員からの情報提供

- 運輸支局にR6.12.28までに**計115件**の通知あり

倉庫業担当Gメンによる倉庫業者へのヒアリング

- 業界と連携して倉庫業者へのヒアリングを実施。
- 各地方運輸局等においても、倉庫事業者や地区協会へのヒアリングを所轄地域にて実施。

今般「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等についてはフォローアップを継続し、改善が図られない場合は更なる法的措置の実施も含め厳正に対処。

集中監視月間に全国で実施した主な周知啓発活動

物流センター前で荷待ち状況のパトロール



ドライバーへの周知チラシ配布、ヒアリングの実施（Gメン調査員も同行）



倉庫事業者へ悪質な荷主の情報ヒアリング
（トラック担当、倉庫担当Gメンが合同で実施）



経済産業局、県と合同の
荷主への啓発活動



トラック法改正やGメン活動の紹介
をするオンライン説明会の開催



「勧告」を行った荷主等

勧告を行った年月日	荷主等	氏名又は名称	本社所在地	違反原因行為の内容	(参考)	
					要請を行った年月	違反原因行為の内容
令和7年1月30日	倉庫・利用運送	N X ・ N P ロジスティクス株式会社	大阪府摂津市	長時間の荷待ち	令和5年12月5日	・長時間の荷待ち
令和7年1月30日	荷主	株式会社吉野工業所	東京都江東区	長時間の荷待ち	令和5年11月30日	・長時間の荷待ち

- 昨年11月及び12月をGメンによる**集中監視月間**とし、プッシュ型の情報収集等を実施し、適正な取引を阻害する疑いのある悪質な荷主等に対する監視を強化。
- 荷主、元請事業者等に対し、トラック事業者が関係法令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主等が配慮することの重要性について理解を得るための周知・協力要請等の活動を実施。

<主な取り組み>

- ・トラック事業者への積極的な情報収集の実施（プッシュ型情報収集）
 - 別途実施している運送事業者への調査等により入手した荷主情報を活用し、さらに詳細な情報を得るため個別の事業者に対し情報収集を実施
主に発生要因や契約状況、荷主等との交渉の状況について追加で収集
- ・荷主への「働きかけ」等の実施
 - 上記情報を基に、荷主における違反原因行為に対し、「働きかけ」・「要請」を実施
- ・荷主・元請け事業者等への周知、協力要請等の実施
 - 荷主企業・団体へのトラック・物流Gメン制度説明やトラック事業者の法令遵守等に係る荷主としての配慮・理解を求めたほか、トラックドライバーに対しても制度周知、情報提供の依頼等を実施

トラックドライバーへのトラック・物流Gメン制度等周知活動
(車輪脱落防止街頭取り締まりとあわせ実施:山形運輸支局)



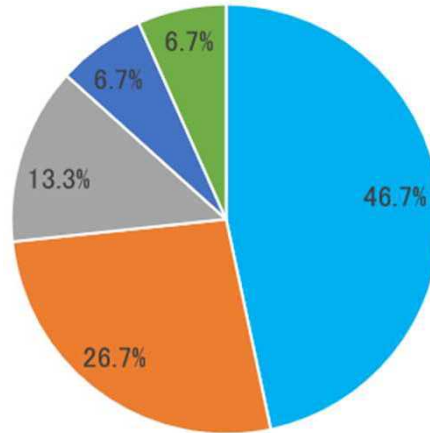
集中監視月間中の是正措置（東北運輸局）

〔参考〕東北管内での是正措置の累計

- ・要請 1件
- ・働きかけ 12件

<違反原因行為の割合>

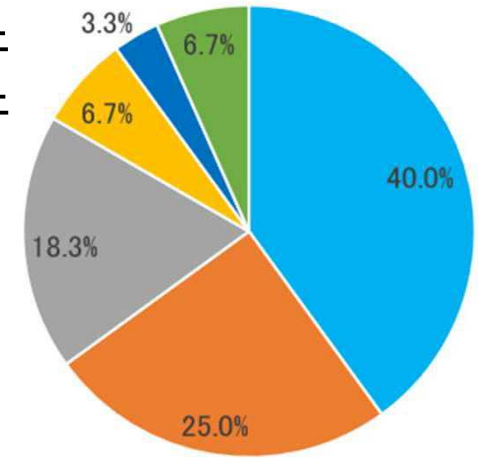
- ・長時間の荷待ち 46.7%
- ・契約に無い附带業務 26.7%
- ・運賃・料金の不当な据置き 13.3%
- ・過積載運送の指示・容認 0%
- ・異常気象時の運送依頼 6.7%
- ・無理な運送依頼 6.7%



- ・要請 5件
- ・働きかけ 46件

<違反原因行為の割合>

- ・長時間の荷待ち 40.0%
- ・契約に無い附带業務 25.0%
- ・運賃・料金の不当な据置き 18.3%
- ・過積載運送の指示・容認 6.7%
- ・異常気象時の運送依頼 3.3%
- ・無理な運送依頼 6.7%



「**長時間の荷待ち**」に係る複数の情報を精査し、東北管内に本社のある「**着荷主**」1社に対して、**要請を実施**した。今後、**改善計画の提出を求め、改善計画に基づいた取り組みの確認等を進めていく。**

<働きかけ> 「貨物自動車運送事業者が法律等を遵守し事業を遂行できるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置」 ※貨物自動車運送事業法附則第1条の2 第2項

【違反原因行為を行っている疑いのある荷主に対し文書により理解を求める】

<要請> 「荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる**相当な理由があると認めるとき**は、当該荷主に対し違反原因行為をしないよう要請」 ※同法附則第1条の2 第3項

【違反原因行為を行っている荷主に対し文書により通知。
事実の有無について確認を求め、有の場合には改善計画の報告を求める】

<勧告> 「要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる**相当な理由があると認めるとき**は、当該荷主に対し違反原因行為をしないよう勧告」 ※同法附則第1条の2 第4項

【国土交通本省より違反原因行為を行っている荷主に対し勧告書を手交。
改善計画とあわせ報告が必要】

<公表> 「前項の規定による**勧告をしたとき**は、その旨を公表」 ※同法附則第1条の2 第5項